

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月12日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：フィリピン国マニラ首都圏 ITS 改善による交通管理能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：フィリピン国マニラ首都圏ITS改善による交通管理能力強化プロジェクト

調達管理番号：24a00993

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月12日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国マニラ首都圏ITS改善による交通管理能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年6月 ～ 2028年5月

なお、上記の契約履行期間は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度(2026年2月頃)
- 2) 2026年度(2027年2月頃)
- 3) 2027年度(2028年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年3月18日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年3月18日 12時まで
3	質問への回答	2025年3月24日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年4月4日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年4月15日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

フィリピン国「フィリピン国マニラ首都圏 ITS 改善による交通管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：23a00348）の受注者（佐野総合企画株式会社）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照

- 2) 提出先： <https://forms.office.com/r/na2RqE1jqP>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしてい

ます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサル

タントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	渋滞緩和を目的としたパイロットプロジェクトの内容と導入するITS機器等	第3条 2.（3）
2	交通データプラットフォームの機能・構成・仕様	第3条 2.（5）
3	ITS導入計画の構成及び策定の方針	第4条 2.（1）①
4	Wazeデータダッシュボードの改修、拡張（追加機能等）の方針	第4条 2.（1）③

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

・ 詳細計画策定調査実施時期：2023年10月

・ RD署名：2025年2月21日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

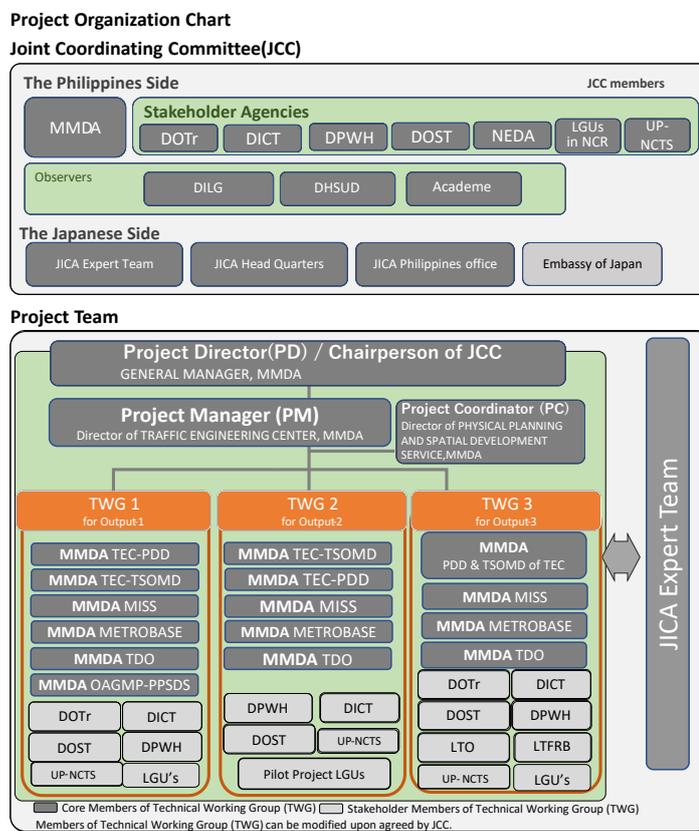
(1) マニラにおける交通管理政策及び他の援助機関の対応

マニラ首都圏の交通管理業務を担うマニラ首都圏開発庁（Metropolitan Manila Development Authority、以下「MMDA」という）を実施機関として、JICAは「フィリピン国メトロマニラ総合交通管理計画策定プロジェクト」（2018年-2022年、以下「先行プロジェクトという」）を実施した。同プロジェクトではマニラ首都圏の交通状況を分析し、運輸交通ロードマップを基にマニラ首都圏「交通管理5ヵ年行動計画」を策定した。その中で柱となったのは、交通ボトルネック改善、交通規制と取り締まりの強化、交通安全対策、高度道路交通システム（Intelligent Transport System、以下「ITS」という）の強化、データベースシステムの整備等の取り組み、の5点であった。しかし、ITS設備導入に係る調達能力やオペレーション&メンテナンス等の技術移転は同プロジェクトには含めていなかった。上記の交通管理5ヵ年計画を遂行するにあたっては、MMDAの調達能力、必要機器設置後の運用・維持管理能力の向上も同時に必要となり、MMDAから本プロジェクトの要請書が発出された。これら本プロジェクトの要請経緯を十分理解し、技術移転の内容及びあり方について検討すること。

(2) フィリピン共和国側実施体制と合同調整委員会（JCC）

プロジェクトの実施体制として、MMDAを主要カウンターパートとして、プロジェクトダイレクターはMMDAのGENERAL MANAGER、プロジェクトマネージャーはMMDA TRAFIC ENGINEERING CENTERのDirectorがそれぞれ務める。また、MMDAのGENERAL MANAGERがJCC議長を兼任する。

本プロジェクトでは成果ごとにプロジェクトに参加するコアのカウンターパートをメンバーとした「テクニカルワーキング・グループ」を設置する。詳細計画策定調査時点では、MMDAのモビリティ局の研究・プロジェクト部、モビリティ計画部、モビリティ管理部、モビリティ管制センター部の職員がグループのメンバーとして想定される。ITSの分野は広く、多くの関係機関の業務と関連するため、JCCメンバーとして、中央省庁の運輸省（DOTr）、情報通信技術省（DICT）、公共事業道路省（DPWH）、科学技術省（DOST）、国家経済開発庁（NEDA）に参加を呼び掛けるとともに、マニラ首都圏の17の自治体（LGUs in NCR）、フィリピン大学国立交通研究センターが参画する体制をMMDAと合意している。また、プロジェクトの進捗に応じて、テクニカルワーキング・グループのメンバーおよびJCCのメンバーに新たな組織、部署を柔軟に組み入れるようにすること。



出展：JICA調査団

図1 プロジェクト実施体制

(3) パイロットプロジェクトについて²

本プロジェクトでは、成果1で既往のITS導入計画についてレビュー及び課題の把握を行いアップデートしたITSの導入計画を作成し、成果2でパイロットプロジェクトとして必要性が高く、先行的に実施すべき機器等の導入を行う。なお、パイロット

²渋滞緩和を目的としたパイロットプロジェクトとしてITS機器等の導入を行う想定としているが、導入する具体的なITS機器等を示したうえでパイロットプロジェクト案をプロポーザルにて提案すること。

プロジェクトのITS機材調達の仕様書についてはMMDA職員と共に作成し、入札図書の作成から実際の機器の調達、設置までをパイロットプロジェクトとして試行し、MMDAのITS機器調達の能力強化に加えて、交通管理に関する事業の計画、実施、調整、評価に関する能力の向上を図ることとしている。成果3の交通データプラットフォームの整備、関係機関でのデータの共有に関しては、「従前実施した先行プロジェクト内で整備しているWazeデータダッシュボードの改良」「他機関との交通データを共有するデータサーバの導入」の内容で詳細計画策定調査時にMMDAと大筋の合意をえているが、本プロジェクト開始後にフィリピン側と日本側で協議を行いつつその内容を確定する。パイロットプロジェクトの費用については、基本的に、ICT機材等購入・設置は日本側、通信線の敷設等の土木工事の費用はフィリピン側が負担を行う予定である。なお、パイロットプロジェクトの箇所、内容を具体的に検討する際には、費用や期間が徒に拡大しないよう、フィリピン側負担事項である土木工事を極力最小化するよう留意する。また、土木工事の費用はMMDAの通常予算で管理できる範囲にとどまる様に基本合意しているが、できる限り早い段階で必要予算を示すなどして、MMDA側の予算確保を確実に進められるように配慮することが必要となる。

（４）技術協力プロジェクトへの理解促進

先行プロジェクトは、開発調査型技術協力プロジェクトであった。そのため、成果物である「交通管理5か年行動計画」など、いわゆる計画書や報告書の類は、基本的に日本人専門家が作成し、MMDAのカウンターパートは作成物を確認、修正追記に参加する形態が多くを占めた。一方、本プロジェクトは技術協力プロジェクトであり、MMDAの能力強化を念頭にMMDA自らが計画書や報告書を執筆することになる。いわば「自らも手を動かす」ことについて、詳細計画策定調査時にもMMDAには伝達しているが、プロジェクト期間中にも必要に応じて技術協力プロジェクトの上記基本姿勢を伝え、理解を促進することが重要である。

（５）交通データプラットフォーム構築・運用にかかる組織間の同意取り付けについて³

本プロジェクトが構築する交通データプラットフォームは、MMDAのデータのみならず、交通データを有する他組織からのデータを取り込むことも想定している。プロジェクト開始後、他組織が有するデータの詳細内容およびプラットフォームが扱うべきデータ種類を検討することになるが、何れの内容であっても、MMDAと他組織との間でデータの共有や運用にかかる覚書きが必要になる可能性が高い。覚書の承認に至るまでのプロセスに長時間を要する場合、活動や成果発現の時期が遅れる可能性があるため、交通データプラットフォームに関する確認についてはプロジェクト開始早々に取り組む必要がある。

（６）現地再委託

下記の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント等に再委託して実施することを想定している。受注者は、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮し再委託を行うこと。

●Wazeデータダッシュボードの改良（第4条2.（1）③活動3-1）

●交通データプラットフォームの開発（第4条2.（1）③活動3-4）

³ 交通データを蓄積、分析するデータプラットフォームについて、機能・構成・仕様（収集する交通データ、分析の内容、ネットワークの構成等）についてプロポーザルにて提案すること。

(7) 執務室について

M/Dで取り交わしたとおり、フィリピン側が、MMDAの施設（TRAFIC ENGINEERING CENTERと同庁舎内を予定）にて、コンサルタントの現地での執務室（机や椅子などの基礎的な備品を含む）を用意する予定である。このため、上記の執務室賃貸料については、その費用を本プロポーザルの見積りに含める必要はない。

(8) 意識啓発および広報について

マニラの交通状況の改善のためには、マニラの住民に対して、本プロジェクトの意義・内容、策定したITS導入計画やアクションプランについて、市民にも認知を得て、必要な交通行動の変容（例えば、交通ルールの順守、交通安全や交通弱者に対する配慮への意識向上）が図られるよう、MMDAのHPなどへの掲載、マスメディアやワークショップ／セミナー等を通じた広報活動を行う（費用負担は基本的にMMDAが行うことを想定）。また、日本向けには、JICA技術協力プロジェクトホームページにおいて、本プロジェクトの紹介ページを作成し、活動・成果等を定期的に発信することなどを想定している。

(9) 交通安全への配慮

ITS導入計画やアクションプランの策定、パイロットプロジェクト等を検討する際には、交通安全についても十分配慮し、検討、計画策定を行うこと。

(10) 継続的な交通量の計測、分析について

プロジェクト成果の定着のためには、交通量等の収集データを蓄積・解析を用いた継続的な活用が必要となる。これらの活動を行うにあたってMMDA職員等への研修等を行い、プロジェクト終了後にもC/P内で主体的に行われるように働きかけを行うこと。

(11) フィリピン共和国「道路構造物の大規模更新・修繕能力強化プロジェクト」との連携

エドサ通りのフライオーバー等の大規模修繕を行うフィリピン共和国「道路構造物の大規模更新・修繕能力強化プロジェクト」が採択され、詳細計画策定調査を了している。当該技術協力プロジェクトでは大規模修繕工事に伴う交通規制の検討も主要な活動となっており、本プロジェクトを通じた交通管理能力の向上が「道路構造物の大規模更新・修繕能力強化プロジェクト」にも寄与するよう、関係機関及びそれぞれの専門家チームの間で密な情報交換を図ること。

(12) 本邦研修・第三国研修について

本プロジェクトでは本邦研修（1回）と第三国研修（1回）を想定している。本邦研修では日本における交通管理対策に係る諸策の実例を学び、第三国研修ではタイやシンガポールのいずれかでVMSによる交通情報提供や混雑課金のシステムの実例について学ぶことを想定している。

(13) ジェンダーへの配慮

本プロジェクトは、各種活動や調査等において、ジェンダーへの配慮が行われるよう留意、工夫すること。例えば、交差点改良のパイロットプロジェクト実施において、対象交差点における交通量調査を行うが、その際、男女別に交通渋滞や事故に関するデータの収集、課題分析を行い、その他にも交通弱者にも配慮した改良の検討を行うこと。

(14) 環境社会配慮

JICA「環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月)において、本業務は環境や社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどないと判断されたため、カテゴリCに分類されている。今後、実施途上においても環境や社会への負の影響が生じる事業が計画、実施される見込みはないと考えられるものの、同ガイドラインを参照のうえ、万が一カテゴリB以上に分類されるような状況に至る可能性があれば、速やかにJICAに報告し、C/P側との協議を行うこととする。そのような場合、適宜カテゴリ分類を見直し、業務内容の変更を行うと共に、フィリピン共和国の関連法規に基づく必要な措置を講じることとする。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

・活動1-1：既往ITS導入計画の実施状況のレビュー及び課題の把握

マニラ首都圏の既往ITS導入計画（SYSTRA社2011年作成）、交通管理施策等についてヒアリングや資料収集を行い把握する。交通量計測機器の設置状況、設置機材の仕様・規格、それら機器から取得している交通データの内容の確認、およびMMDA内でのそれらの交通データの活用状況を確認し、課題を抽出する。また、マニラ首都圏の現在交通状況に対してそれらの計画が有効であるかを分析し、ITS導入計画、交通管理施策等の課題を把握する。更に先行プロジェクトで運用改善が論点となっていた信号設備の現状および今後の設置計画、運用改善計画についても確認する。課題としては、全体計画が未整備のままで機材調達を進めた結果、機材の機能・配置が交通状況に対応していない、機材の互換性の確保、維持管理等の不足、機材の運用について納入メーカーから十分な技術指導を受けていない等が想定される。

・活動1-2：交通管理改善に向けてMMDAのITS整備ニーズの把握

マニラ首都圏での交通状況、交通データの取得状況及び既存のITS機材の状況およびMMDA、道路利用者の認識を踏まえ、ITS整備ニーズを確認する。併せて、車および

人の移動状況を把握するためのデータとして、CCTV画像データ、プローブデータ、携帯電話のDetailed Call Recordの利用可能性（提供可能なデータの範囲、所要手続き、データ利用は有償か無償か等）について把握する。

・ **活動1-3：関連機関の交通政策及びITS関連プロジェクトに関する情報収集・整理**
MMDAの関連機関であるNEDA、DOTr、DPWH及び管内LGUsのマニラの都市交通問題に対応するインフラ整備計画およびITS機材整備を含む交通管理の改善計画をレビューし、ITS導入計画の策定に反映する。

・ **活動 1-4：世界のITS技術の最新技術動向の把握とマニラ首都圏での適用性の検討**
各国のITS技術及び交通管理政策の動向や先進的システムを導入した都市の状況等の最新動向を調査し、それらの技術がマニラ首都圏の交通管理を行うにあたって適切なものかを検討し、導入候補技術について取りまとめを行い、MMDAと共有する。

・ **活動 1-5：パイロットプロジェクトで得られた教訓の整理**
成果2に関わる活動にて実施したパイロットプロジェクトで得られた教訓について整理を行う。次項の活動1-6で立案するITS導入計画に教訓を反映し、より効果が見込める計画を策定する。

・ **活動 1-6：ITS導入計画（ITS利用サービス、アプリケーションの特定、想定されるシステム構成、機能）の立案⁴**
活動1-1～1-5を踏まえマニラ首都圏の交通管理に必要なITS技術を選定し、ITS導入計画を立案する。

・ **活動1-7：ITS導入の段階整備計画の作成と短期的な実施計画（アクションプラン）の策定**
活動1-6で立案したITS導入計画を基に、ITS整備の短、中、長期のロードマップを作成する。また、プロジェクトリストを含むおおそ5年以内の短期的な実施計画についても策定する。なお、MMDAと共に上位機関に予算申請できる計画書を作成する。

・ **活動1-8：ITS導入計画にかかる更新ガイドラインの作成**
プロジェクト終了後もMMDAが定期的に計画等の見直し等ができるように、マニラ首都圏の交通状況の把握からITS導入計画、具体的な実施計画の策定までの一連の手

⁴ 既往のITS導入計画をレビューした上でマニラでのITS導入のニーズ、関連機関の取り組み等を踏まえうえで、現状に即したITS導入計画を策定する必要がある。策定にあたっての方針をプロポーザルにて提案すること。

順を整理し、更新ガイドラインとしてまとめる。

② 成果2に関わる活動

・活動2-1：交通管理能力及びITSの導入能力に関する現状及び課題把握

MMDAの交通管理の手法、現在の交通管理機材及び交通状況を踏まえ、MMDAの交通管理能力、ITSの導入能力の課題の把握を行う。

・活動2-2：パイロットプロジェクトで試行すべき技術及び導入箇所の検討・選定

先行プロジェクトで作成したWazeデータダッシュボード等を用いてマニラ首都圏の交通状況を確認し、活動1-4で確認した最新技術動向を踏まえ、本プロジェクト内で実施する渋滞緩和を目的としたパイロットプロジェクトの実施箇所、導入技術の選定を行う。交通管理の高度化のニーズ、そのために必要なデータ、道路利用者に提供すべきサービス等についてMMDAと議論し、かつJICAとも相談の上で予算の枠内でパイロットプロジェクトの内容、導入するITS機器等について選定すること。

・活動2-3：パイロットプロジェクトに必要な仕様書および入札図書の作成

パイロットプロジェクトとして導入する機器・システムについて、必要な資機材の仕様や数量をMMDAと共に検討する。受注者はMMDAとの検討結果を踏まえ、調達する機材やソフトウェアの機能・数量について記したITS機器の仕様書等の入札図書の作成をMMDAと共に行う。なおプロジェクト終了後もMMDAが単独で発注できるように仕様書及び入札図書は他のITS機器調達へも概ね使用できるひな形を作成する。

・活動2-4：パイロットプロジェクトの実施計画書（仕様書を含む）の作成

先方負担となっているパイロットプロジェクトの土木工事（支柱および通信線等の設置工事）の仕様書についてMMDAと共に作成する。工事の費用や期間が徒に拡大しないよう可能な限り最小限の工事とすることに留意する。また、パイロットプロジェクトの予算確保、実施に必要となる実施計画書をMMDAと共に作成する。

・活動2-5：パイロットプロジェクトの機器調達・実施

活動2-3で作成したパイロットプロジェクトの機器、システムの仕様書を用いて調達を行い、機器の設置等を行う。なお、パイロットプロジェクトの土木工事についてはMMDA費用負担の下実施する。

・活動2-6：パイロットプロジェクトの実施の評価とITS導入プロセス全般における改善方法提案

パイロットプロジェクトで設置した機器により計測した交通情報の収集状況を確認し、交通管理の改善を行うための基礎データとして取りまとめ、プロジェクトの評価を行う。ITSの導入計画から評価までの一連のPDCAサイクルを回すにあたってMMDAの課題を抽出し、改善に向けての指導を行う。

③ 成果3に関わる活動

・活動3-1：ITSの運用・維持管理に関する現状及び課題の把握と改善策の提案⁵

MMDAで既に導入されているITS機材の運用実態、管理上のトラブルや課題点についてヒアリングし、リスト化する。課題点について原因分析を行い、改善策の検討をMMDAと共に行う。先行プロジェクト内で整備しているWazeデータダッシュボードについてデータの更新頻度が低い（現在1ヶ月ごとの更新となっている）ので交通対策の効果の確認が迅速にできない、道路マップの更新ができていない、交通データがベンダーのサーバに管理されているといった課題が現時点では存在すると認識しているが、これら課題についての改善策を提案する。また、プロジェクト終了後もMMDAのみで運用を行うことができるように改良した機能について利用マニュアルを作成すること。本業務は現地再委託による実施を可とする。

・活動3-2：3-1で提示された改善策の実施

3-1で提案した改善策を実施し、その効果を評価する。

・活動3-3：ITSを活用した道路交通データの収集項目（静的・動的）の分類・整理

交通データプラットフォームの構築にあたり、今後の活用も見据えつつ、MMDAが収集すべき交通データ項目及び他省庁から共有を受けるべき交通データ項目を整理する。

・活動3-4：収集可能な交通データをMMDA内で蓄積、共有する交通データプラットフォームの仕様の検討・開発

交通データについて収集・蓄積を行う交通データプラットフォームの開発を行うにあたり、仕様の検討を行う。なお、先行プロジェクト内で作成したGISデータのプロトタイプをベースとすることを検討し、プロジェクト完了後もMMDAが維持管理を行いやすい仕様とし、保守管理マニュアルも作成すること。また、プロジェクト終了後もMMDAのみでもデータプラットフォームを活用できるように交通分析マニュアルについても作成すること。なお、MMDAは既存の交通管制信号システムとCCTVシス

⁵先行プロジェクトにてWazeのデータダッシュボードを作成している。しかし、速度データの集計が1か月毎となっていることや道路マップデータが更新されていない事等の課題がある。当該データダッシュボードの改修及び拡張（追加機能等）の方針に関してプロポーザルにて提案すること。

テム間のインターフェースを提供するスマートセンタープラットフォームの導入を計画しており、MMDAの交通管理を含むすべての管轄のデータサーバや各地方自治体の監視カメラシステムの統合も示されている。そのため交通データプラットフォームの検討の前にこれらの実態を的確に把握し、MMDAと今後のデータの整備・運用維持管理について議論し、方向性を整理する。また、関係機関とのデータの共有に当たってはデータサーバを設置することを想定している。本業務は現地再委託による実施を可とする。

・活動3-5：交通データプラットフォームの運用体制の構築及び利活用促進計画の作成

本プロジェクトでは技術革新のスピードの速いITSの分野において、プロジェクト終了後もMMDAのみでITS導入計画の更新、新規技術の取り込み、データベースの利活用を行うことは難しいと考えられる。フィリピンでは科学技術省（DOST）がITSの技術開発を行っており、これらの研究機関や学術機関と連携することが望ましい。そのため、交通データプラットフォームについて、これらの機関にデータの共有を行うことによって交通状況の分析等の促進が見込まれる。現時点では合同調整会議（JCC）やテクニカルワーキンググループ（TWG）にDOSTや大学機関も参加してもらうことも想定しており、データプラットフォームの一部のデータを共有することによって、分析・結果のフィードバック等を行ってもらうこと等が考えられる。

・活動3-6：関係省庁、学術機関とのデータ共有ネットワークの構築

活動3-5の通り、本プロジェクトで開発した交通データプラットフォームについて一部データを関係省庁、学術機関と共有すべく、データ共有ネットワークの構築を行うこと。

（2）本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	1回
対象者	交通管理計画等に関わるMMDA等の技術者
参加者数	約10名

研修日数	約14日（移動日を含む）
------	--------------

（3）第三国研修

- 本プロジェクトでは、第三国研修を実施する。

第三国研修実施業務は、本契約の業務に含める。研修対象国としてはシンガポールまたはタイを想定している。第三国研修に当たっては以下の業務について行うものとする。

- ・ 研修カリキュラムの策定
- ・ 第三国への渡航、第三国内での移動手配
- ・ 研修受け入れ先選定、内諾取り付け
- ・ 研修受講者の選定調整
- ・ 研修受入先との日程及び研修内容の調整
- ・ 研修の実施

- 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	1回
対象者	交通管理計画等に関わるMMDA等の技術者
参加者数	約10名
研修日数	約14日（移動日を含む）

（4）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - ・ 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、

そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

➤ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。

➤ 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

➤ プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。

➤ 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

➤ 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。

➤ 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』

(特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」)に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	-
ワーク・プラン	業務開始から1ヶ月以内	英語	電子データ	-
モニタリングシート	契約締結の2ヶ月後 その後6ヶ月毎	英語	電子データ	-
業務進捗報告書	契約締結の12ヶ月後 その後12ヶ月毎	日本語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	4部
			CD-ROM	4部
業務完了報告書 (技術協力作成資料 を含む)	契約履行期限末日	英語	製本	4部
			CD-ROM	4部

- 業務完了報告書及びは、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（３）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）合同調整委員会議事録等
- （ケ）その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者

に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 交通データプラットフォーム保守管理マニュアル
- (2) 交通データプラットフォームを用いた交通分析マニュアル
- (3) データダッシュボード利用マニュアル（改良部分）
- (4) ITS 導入計画（ITS 整備の短、中、長期のロードマップ含む）
- (5) ITS 導入計画に係る更新ガイドライン
- (6) ITS 機器の仕様書、入札図書のひな形
- (7) パイロットプロジェクト報告書

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真
- (5) 業務従事者の従業計画／実績表
- (6) 貸与物品リスト

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	Wazeデータダッシュボードの改良	既存のWazeデータダッシュボードのデータ更新頻度やマップデータの更新（第4条2.（1）③活動3-1）	1式	定額計上
2	交通データプラットフォームの開発	交通データを収集、蓄積、分析するためのプラットフォームの開発、ネットワークの構築（第4条2.（1）③活動3-4）	1式	定額計上

第7条 機材調達

- 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	パイロットプロジェクトで導入する機器	渋滞緩和を目的としたパイロットプロジェクトで設置を行う機器	1式	供与機材	定額計上
2	データサーバ	交通量計測機器で計測した交通データの蓄積や交通データプラットフォームのシステム等のサーバ	1式	供与機材	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名： フィリピン共和国（フィリピン）
 案件名： マニラ首都圏 ITS 改善による交通管理能力強化プロジェクト
 Project for Capacity Enhancement on Traffic Management with Improvement of
 Intelligent Transportation Systems (ITS) in Metropolitan Manila

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における道路セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
- フィリピンは、2006年に約1,276億ドルであった名目GDPが2022年には約3倍の約4,042億ドルに達する（世界銀行、2023年）など、急速な経済発展を遂げている。特に、16市1町で構成されるマニラ首都圏（Metropolitan Manila）は、人口約1,348万人（フィリピン国家統計局、2020年）を擁し、フィリピンの政治、経済、文化、教育の中心地として成長を続けている。マニラ首都圏の面積は約619km²であり、人口密度が約2万人/km²（Global Market Surfer、2022年）と東京の人口密度約1.5万人/km²（東京都総務局、2023年）と比較しても高い。このようなマニラ首都圏において、自動車登録台数が2022年対前年比22.4%（日本貿易振興機構、2023年）増加するなど、経済成長や人口増加、モータリゼーション等に連動した交通需要の急伸は同地域に深刻な交通混雑を生じさせると共に、人・モノの流れを阻害しており、交通混雑状況はさらに深刻化することが見込まれている。国際協力機構（以下、「JICA」という）による「フィリピン国マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ作成支援調査」（2014年3月）にて、鉄道、高速道路整備、交通管理強化等交通全般の包括的なロードマップである運輸交通ロードマップを国家経済開発庁（以下、「NEDA」という）が作成している。また2019年度の補足調査で運輸交通ロードマップの更新を行っている。同補足調査内では交通混雑に対して何も策を講じない場合、2035年の経済損失は1日あたり約9,600万ドルと試算し、フィリピンの持続的成長に不可欠な投資の誘致やビジネスの発展にも大きな障害となっている。その他にも排気ガスによる大気汚染など環境問題を引き起こしている。

かかる状況に対して、JICAは上述の支援に加えて都市内道路や都市鉄道ネットワークの整備を支援するとともに、2018年よりマニラ首都圏の交通管理業務を担うマニラ首都圏開発庁（Metropolitan Manila Development Authority、以下「MMDA」という）を実施機関として「フィリピン国メトロマニラ総合交通管理策定プロジェクト」（2018年-2022年）を実施した。同プロジェクトではマニラ首都圏の交通状況を分析し、運輸交通ロードマップを基にマニラ首都圏「交通管理5カ年行動計画」を策定した。その中で柱となったのは、交通ボトルネック改善、交通規制と取り締まりの強化、交通安全対策、高度道路交通システム（Intelligent Transport System、以下「ITS」という）の強化、データベースシステムの整備等の取り組み、の5点であった。あわせて、交差点改良に係る技術移転を実施した。同プロジェクト内では、従前からMMDAが部分的に導入している交通管理に係るITS関連施設について、CCTVカメラやループコイルセンサー（車両台数、速度等を計測するもの）について、故障時の補修対応やデータ収集の精度をさらに高めることを通じて、渋滞解消に向けて活用していくために最新技術の状況を反映し、

関係機関の役割分担、民間との連携、MMDA の運用能力などを考慮した ITS 整備のマスタープランを作成する必要性を指摘している。なお、ITS 設備導入に係る調達能力やオペレーション&メンテナンス等の技術移転は同プロジェクトには含めていなかった。渋滞の改善を行うためには交通量を適切かつタイムリーに把握することが不可欠で、CCTV 等の ITS 設備等で交通量の計測を行うことが必要である。これらの設備の導入を行うにあたり、MMDA の調達能力、必要機器設置後の運用・維持管理能力の向上も同時に必要となる。こうした課題認識と現状を踏まえて、MMDA から寄せられた ITS 導入計画の作成と器機導入に関する計画能力および調達等の実施能力の強化への協力要請に対応して、本事業は、MMDA の ITS 技術を活用した道路交通管理能力の強化を図り、もってマニラ首都圏の交通環境改善に寄与することを狙いとする。

(2) フィリピン共和国に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対フィリピン国別開発協力方針（2018 年 4 月）の重点分野「持続的経済成長のための基盤の強化」では、大首都圏及び地方都市を中心に交通ネットワークをはじめとした質の高いインフラの整備、行政能力の向上等に対する協力を実施するとしている。また、JICA は対フィリピン共和国国別分析ペーパー（2020 年 7 月）において、今後の JICA 支援の方向性として、首都圏の交通環境を更に改善することを掲げている。本事業は、鉄道等の交通インフラ整備に限らず交通管理の観点から交通渋滞改善に貢献することが可能である。

本事業は、ITS の計画・実施・活用能力の向上とそれを通じたマニラ首都圏の交通管理能力の向上により、慢性的な交通渋滞の解消を通して、生活環境の改善等に資するものである。これはフィリピン政府の政策とも合致するとともに、持続可能な開発目標 SDGs の内では主にゴール 3（すべての人に健康と福祉を）、ゴール 9（強靱なインフラ構築）及び 11（住み続けられるまちづくり）等にも資する。さらに、「JICA 課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）：運輸交通」では、交通管制システム導入等を推進しており、本事業はこれらの方針・分析と合致する。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行が Metro Manila BRT Line 1 Project を実施しており、BRT バス管理システム、バス運用管理支援システムの構築が行われる予定。なお、詳細計画策定調査時点において具体的な検討にまでは進んでいない状態。他に、アジア開発銀行の融資による交通量調査（比運輸省実施）が開始され、その結果を JICA で実施中の「マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン策定プロジェクト」において活用することで合意済。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、フィリピンのマニラ首都圏において、ITS 導入計画の作成を通じた ITS における MMDA 職員の計画能力の向上、ITS 技術を用いた交通管理施策実施能力及び関係機関との調整能力の向上を行うことにより、マニラ首都圏における交通管理に係る ITS の計画・実施・活用能力の向上を図り、もってマニラ首都圏の交通環境の改善に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

マニラ首都圏 (619km²、1,348 万人)

(3) 本プロジェクトの受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者：MMDA 受益者

最終受益者：マニラ首都圏の道路利用者

(4) 総事業費 (日本側)

3.0 億円

(5) 事業実施期間

2025 年 6 月～2028 年 5 月を予定 (計 36 カ月)

(6) 事業実施体制

実施機関

MMDA

(7) 投入 (インプット)

1) 日本側

① 専門家派遣 (合計約 48.50M/M) :

交通管理、ITS マスタープラン作成支援、ITS 機材調達仕様書、交差点交通分析、交通データベース構築支援、交通制御、評価／モニタリング、研修計画／広報

② 研修員受け入れ：本邦および第三国研修を計画

③ 機材供与：パイロットプロジェクト実施に必要な ITS 機器等を計画

2) フィリピン側

① カウンターパートの配置

②パイロット事業実施に必要な費用負担 (簡易な土木工事等を想定)

③カウンターパートの日当旅費、プロジェクト執務室および光熱費の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

現在 JICA は技術協力「マニラ首都圏及び周辺地域における路面公共交通能力向上プロジェクト」実施に向けて手続き中である。本件は、バスロケーションシステムの導入検討、Bus Rapid Transit を除くバス交通事業データの集約および運行情報提供等を通じバス運用に係る能力向上を行うことを目的としている。その他にもマニラ首都圏の交通渋滞の深刻化を受け、長期的な視点に立った「マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン」を策定する事業もあり、自家用車利用を公共交通利用に転換促進する点から、本事業と連携することでメトロマニラの交通渋滞改善に向けて相乗効果を発揮する。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

世界銀行が Metro Manila BRT Line 1 Project を実施しており、BRT バス管理システム、バス運用支援管理システムの構築が行われる予定。なお。詳細計画策

定調査時点において具体的な検討にまでは進んでいない状態のため、本プロジェクトとの連携・役割分担については現時点では不明であるが、今後も情報収集を行う。また、アジア開発銀行では交通量調査等を行い、需要予測モデルを作成しているため、それらのデータの活用も検討する。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月交付）」上、環境への好ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

本事業が提案する ITS 導入計画には交通安全や交通弱者への対応事項も組み込まれる可能性が高い。同計画が将来実施されることにより、交通事故数の減少が期待できる。

3) ジェンダー分類：【対象外】■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<分類理由> 調査にて社会・ジェンダー分析がなされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。

(10) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：マニラ首都圏の交通環境が改善される

指標及び目標値：

1. メトロマニラ内の主要区間における所要時間情報が提供されている
2. 交通管理5カ年行動計画で設定されている重大交通ボトルネック数がプロジェクト終了時に比して、XX*箇所減少する（※数字はプロジェクト開示開始後に決定する）
3. ITS 導入計画に基づき、短期アクションプランが XX*件着手されている（※数字はプロジェクト開示開始後に決定する）

(2) プロジェクト目標：MMDAにおいて、ITS 技術を用いた交通管理能力が向上する 指標及び目標値：

1. 策定された ITS 導入計画で立案したプロジェクトが NEDA に提出する Three Year Rolling Program および情報通信技術省（DICT）に提出する Information System Strategic Plan に組み込まれる
2. ITS 機器を設置している特定区間の所要時間が、プロジェクト開始時に比して改善する
3. 交通データプラットフォームから入手したデータを活用して、交通改善にかか

る施策の検討、モニタリング、評価が出来るようになる

4. ITS の利活用を促進する MMDA の組織改編案が提言される

(3) 成果

成果 1 : MMDA の ITS 導入における計画策定能力が向上する

成果 2 : MMDA の ITS 導入能力が向上する

成果 3 : ITS を活用したデータの運用体制が構築される

(4) 主な活動

■成果 1

1-1 既往 ITS 導入計画の実施状況のレビュー及び課題の把握

1-2 交通管理改善に向けて MMDA が有する ITS 整備ニーズの把握

1-3 関連機関の交通政策及び ITS 関連プロジェクトに関する情報収集・整理

1-4 世界の ITS 技術の最新技術動向の把握とマニラ首都圏での適用性の検討

1-5 パイロットプロジェクトで得られた教訓の整理

1-6 ITS 導入計画 (ITS 利用サービス、アプリケーションの特定、想定されるシステム構成、機能) の立案

1-7 ITS 導入の段階整備計画の作成と短期的な実施計画 (アクションプラン) の策定

1-8 ITS 導入計画にかかる更新ガイドラインの作成

■成果 2

2-1 交通管理能力及び ITS の導入能力に関する現状及び課題把握

2-2 パイロットプロジェクトで試行すべき技術及び導入箇所の検討・選定

2-3 パイロットプロジェクトに必要な仕様書および入札図書の作成 (仕様書および入札図書は他案件における ITS 機器調達にも概ね適用できるものとする)

2-4 パイロットプロジェクトの仕様及び調達、実施計画書の作成

2-5 パイロットプロジェクトの機器調達・実施

2-6 パイロットプロジェクトの実施の評価と ITS 導入プロセス全般における改善方法提案

■成果 3

3-1 ITS の運用・維持管理に関する現状及び課題の把握と改善策の提案

3-2 3-1 で提示された改善策の実施

3-3 ITS を活用した道路交通データの収集項目 (静的・動的) の分類・整理

3-4 収集可能な交通データを MMDA 内で蓄積、共有する交通データプラットフォームの仕様の検討・開発

3-5 交通データプラットフォームの運用体制の構築及び利活用促進計画の作成

3-6 関係省庁、学術機関とのデータ共有ネットワークの構築

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件 ・ 治安の著しい悪化が起こらない

(2) 外部条件 ・ 技術移転を受けたカウンターパートが大量に異動、離職しない

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

(1) 類似案件の評価結果

フィリピン「メトロマニラ総合交通管理計画策定プロジェクト」(2018年-2022年)では、マニラ首都圏を構成する地方行政(Local Government Units、以下「LGUs」という)の積極参加を促し、MMDAとLGUsの職員との合同研修や共同作業を行った。プロジェクトの場をLGUs間の情報共有の場として活用してもらうことで、結果としてMMDAとLGUsの職員のデータベース・GIS等の活用能力向上の主要効果の他にもLGUs間で異なっていた交通違反切符の統一化を果たすまでの副次効果も生まれた。以上から、首都圏の構成員であるLGUsを巻き込むことの重要性及び有効性が教訓として得られた。

また、同プロジェクトではMMDA長官が、正式な通知文の発行を行い、プロジェクトに参加する関係者を任命した。このことによって、任命された関係者は現業との兼ね合いについて所属部署からの理解を得やすくなり、プロジェクトに参加しやすくなったこと、およびMMDA長官自らのアサインを得たことでプロジェクトへの参加モチベーションが上がったことが報告されている。

(2) 本事業への教訓

本事業ではLGUsの積極参加を促すよう、実施体制を構築する。複数のLGUsは独自のITS設備を持っているため、MMDAは本分野でLGUsと情報交換および密接な連携を進める必要がある。また、プロジェクト開始にあたっては、従前プロジェクト同様にカウンターパートの正式アサインのプロセスを取れるよう、MMDAに働きかける。

以 上

追補：なお、上記は2025年2月の段階の情報である。

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：交通管理に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：フィリピン共和国及び全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本プロジェクトのR/Dで合意された協力期間は36ヵ月間であり、本業務については、2025年6月の契約締結から2028年5月の履行期間終了までの約36ヵ月間を一括の複数年度業務実施契約にて実施することを予定している。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約51.10人月

本邦研修に関する業務人月2.60を含む(本経費は定額計上に含まれる)。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たっては、ITSの専門性を持つ従事者を含めること。なお、業務従事者構成の検討に当たっては別紙の案件概要表に記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数を目途 延べ48回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

- 交通データプラットフォームの開発
- Waze データダッシュボードの改良

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 本プロジェクトの要請書
- 本プロジェクトのR/D
- フィリピン共和国「フィリピン国マニラ首都圏 ITS 改善による交通管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書(抜粋版)

2) 公開資料

- フィリピン国メトロマニラ総合交通管理計画策定プロジェクトファイナルレポート

[Manila-CTM_cover-J\(jica.go.jp\)](http://Manila-CTM_cover-J(jica.go.jp))

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無

3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

（6）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、

別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

216,421,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

☒ 本案件は定額計上があります(65,147,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	Wazeデータダッシュボードの改良	第2章 特記仕様書 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 ③活動3-1	5,000,000円	既存のWazeデータダッシュボードのデータ更新頻度や道路の基礎データの更新、修正、その他追加機能等の拡張	再委託費
2	交通データプラットフォームの開発	第2章 特記仕様書 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 ③活動3-4	10,000,000円	交通管理に必要なMMDA所内及び関連機関の道路・交通データを取得、蓄積、共有を行うプラットフォームの構築	再委託費
3	パイロットプロジェクトで導入する機器	第2章 特記仕様書 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 ③活動2-5	30,000,000円	提案を行った渋滞緩和を目的としたパイロットプロジェクトで導入するITS機器の整備	機材費
4	データサーバ	第2章 特記仕様書 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 ③活動2-5	5,000,000円	各種道路・交通データの蓄積を行うためのデータサーバ整備	機材費
5	本邦研修（1回分）にかかる経費	第2章 特記仕様書 第4条 業務の内容 2. 本業務	9,147,000円	報酬（「事前準備＋来日時同行」を併せて2.6人月とする。	報酬 国内業務費

		にかかる事項（２） 本邦研修		来日前の事前業務は、 1 研修当たり固定数量の1.4人月（3号0.4人月、5号1.0人月）とし提案は認めない 同行1.2人月（現時点では2号0.6人月、5号0.6人月（1回分）研修内容を踏まえ提案、見直し可） 直接経費1,570,000円	
6	第三国研修の実施にかかる経費	第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項（3）第三国研修	6,000,000円	航空賃（研修員10名+帯同4名）、宿泊費（14名×13日）、交通費、謝金	一般業務費（セミナー等実施関連費）

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)